

役員退職給与金及び退任慰労金の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、役員退職給与金及び退任慰労金の支給について、必要な事項を定めるものとする。

(退職給与金及び退任慰労金の支給)

第2条 役員が退職（死亡した場合を含む。以下同じ。）したときは、常勤の役員に退職給与金を、非常勤の役員に退任慰労金等を支給する。

2 前項の退職給与金及び退任慰労金は、役員であった本人に支給する。ただし、本人が死亡している場合は、その遺族に支給する。

(常勤役員退職給与金)

第3条 退職給与金は、退職時の報酬月額に在職月数を乗じた額に100分の25を乗じて得た額とする。

2 前項の在職月数の計算は、役員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数とする。

(非常勤役員退任慰労金)

第4条 退任慰労金は、在任年数1年につき3万円とする。ただし、非常勤の会長については、5万円とする。

2 前項の在任年数の計算は、役員となった日の属する月から退任した日の属する月までの1か年単位とし、在任年数に1年未満の端数があるときは、月割計算（千円未満は切り上げ）とする。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、昭和47年5月1日から施行する。

附則

この規程は、昭和50年11月4日から施行する。

附則

昭和63年6月1日から施行し、昭和63年6月から適用する。

附則

1. この規程は、平成12年3月24日から施行する。（第5条の一部改正）
2. 役員退職功労金支給基準（昭和49年8月8日から施行）は廃止する。

附則

1. この規程は、平成14年6月1日から施行する。

2. 退職金については、平成 14 年 6 月 1 日に在職する常務理事は、前任者の残任期間は従前の例による。

3. 功労金については、平成 14 年 6 月 1 日に在職する非常勤の理事及び監事は、現任期間は従前の例による。

附則

この規程は、平成 19 年 8 月 16 日から施行する。